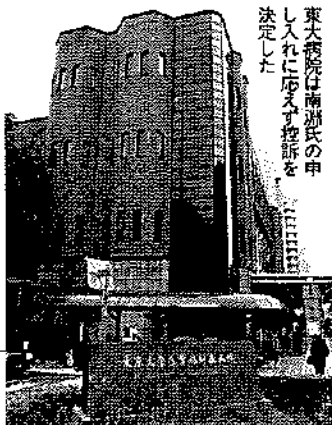


# 医療事故 の何が問題なのか

# いまのままでは 患者は病院に殺されつづける！

新聞報道などで頻繁に目にする医療事故。命を救うために存在する医師と病院が、患者の命を奪うようなミスをしてしまう背景には、日本の医療システムそのものに原因があるという。今回、協力をいただいた被害者の家族たちの話は、何も特別な話ではない。いつあなたと、あなたの家族の身に降りかかるかもしれないのだ――。

東大病院は南淵氏の申し入れに応えず控訴を決定した



「医師として医療裁判を闘い、その実態が本当によくわかりました」と苦々しい表情で語るのは南淵明宏医師(46)。南淵氏の妻で婦人科医である芳子の父、楊鴻飛氏が東大病院で脳下垂体腫瘍切除手術を受けたのは89年9月のことだった。

睡眠薬を内服投与した。しかし1時間後に再発。すると彼女は意識で手術時の全身麻酔などに使用される「ドルミカム」という超速効性の麻酔導入剤を2回に分けて10分、呼吸注射した。直後、楊氏の呼吸は停止、5分以上経過した後、救急医が気管内挿管したが心臓が停止。以後、楊氏の意識はいまも戻っていない。

い事実が襲ってきたのは裁判中のことだった。まず、女性医師が東大を卒業したばかりの研修医だったことが明らかになった。さらに、呼吸停止時は研修医しか病棟にはおらず、脳外科の当直医は応答なし。やむなく、他科である救命救急科の医師が蘇生をおこなったという。事故当時は「指導医が現場にいた」と説明していたのだが、実際はいなかったというこ

とになる。そして、争点のひとつになったのが、前述した「ドルミカム」の使用解釈。この薬剤の使用時は副作用として呼吸停止などを予測し、気管内挿管という、人工呼吸の技術をもった医師が注意深く投与しなければならぬ。にもかかわらず、投与を判断したのも実際におこなったのも卒業して間もない研修医だった。これ

## CASE 1 有名医師が自身の家族に起きた「医療事故」を告白

東京都・東京大学付属病院



奈良県(中)の大学で、テレビドラマにもなった大ベストセラー『ブレイク』の主人公として登場する天才外科医・北三郎のモデルになった日本屈指の心臓外科医。新聞、テレビ、雑誌などでもメディアで医療改革を叫んでいる



5年以上が経過しても意識不明の状態にある楊鴻飛氏(写真上)と、元氣だったころの楊氏(写真右)。同志社大学で教授をとり、大阪では「中文学院」という学校の経営者でもあった。南淵氏の妻である娘・芳子も産婦人科の医師である



に対し東大は論文などを提出し、「治療に過失はない」と強弁するのみだった。彼らは自分たちが圧倒的に強い立場にいると信じて疑わないようです。相手が医者でも子供扱い。東大という権威でねじ伏せようとする、そんな印象を受けました(南淵氏)。

だが判決は「蘇生処置をする技術もなく応援の医師を呼ぶこともなく研修医が独断で投与した」と病院の過失を指摘。この判決を受

け、南淵氏は再発防止に向け、東大に事故調査委員会の設置や研修医指導体制や院内救急体制の改善を申し入れた。しかしそれらへの返答はないままだ。

「最初は「手を尽くして治療していたら、理不尽なことにも心臓が停止した」といった説明でした。しかし、この惨事は起こるべくして起こったのです。治療経過の事実を隠したり嘘をつく行為は医者にとって何よりも恥ずかしく、医療全般の評価をも貶める、おろかな行為であるという」ことを、社会は医者に教えてあげることがあると思います(南淵氏)



山下家の仏壇には、この世に生を受けてからたった1時間あまりで亡くなった我が子への供えが欠かさずなされている

1時間足らずで命を失ってしまったのである。「この子宮収縮剤は多くの病院で使われているポピュラーな薬だそうですが、陣痛をコント

ロールできるので、人手不足の病院にとっては使い勝手がいい」（秀樹さん）。しかしこの薬は非常にデリケートな薬でもあり、投与後、刻々と変わる妊婦の症状を見て処置をしなければならぬという特徴もある。事故の原因は、睡子さんを2時間近くも放置した病院側の怠慢にあるのは明らかだった。しかし医師は死亡原因を「不明」と繰り返すだけだった。

深い悲しみを背負い、夫婦が訴訟を起こしたのは同年12月。新生児死亡という事実だけではなく、原因不明に終わらせた病院の態度が許せませんでした（秀樹さん）。勝訴したものの、いまま病院から夫婦への直接の謝罪の言葉はない。自分たちのような被害者をこれ以上増やしたくないという睡子さんは語る。薬の説明が少しでもおかしかったら、とてんでんまで質問するべきです。

## CASE 2 投薬の影響で出産直後に我が子が死亡 和歌山県・公立那賀病院

兵庫県尼崎市に住む山下秀樹さん。睡子さんと夫婦は98年8月に結婚。睡子さんのお腹に新しい生命が宿ったとわかるまで、その時間はかからなかった。出産のため睡子さんが、実家に近い和歌山県の公立那賀病院に入院したのは翌年5月のこと。妻の従兄弟もここで出産したし、建てがえられたばかりで清潔感があり、この病院を選びました」と夫婦は語る。そんな信頼していた病院で、睡子さんは事故に遭ってしまったのだ。

5月25日夕方4時ごろ、睡子さんは前期破水のため入院。翌日の日中、子宮収縮剤「プロスタルモンE錠」をほぼ1時間おきに1錠、合計6錠投与された。「このとき、医師が話した「子宮を柔らかくする薬ですので心配はいりません」という説明と、「この薬を使えば夕方までには出産が終わっていますよ」という助産師の言葉が、いまま頭から離れません」（睡子さん）。6歳の投与時、胎児の心拍を聴取された後は何の監視もなく放置された睡子さん。午後3時ごろになって、助産師が胎児の高度徐脈心拍数が少なくなることを発見。そのため同日3時46分、帝王切開により娩出されたが同日4時30分死亡が確認された。生まれてきた我が子はわずか



病院は本誌取材に「裁判で控訴しないことを謝罪と認めてほしい」とコメントした

## CASE 3 がん手術は成功したものの点滴ミスで父親が死亡 京都府・京都大学付属病院



都内の会社に勤務するAさんの父親（当時77）が、京大病院で悪性リンパ腫（がん）の摘出手術を受けたのは98年3月。手術は問題なく終了、家族はほっと胸をなでおろした。ところが、数日後に父親の容態が急変する。父の顔は真っ白になっており、歩行も困難で高熱が続きました。抗がん剤の影響かもしれないと主治医が言うので投与を中止したのですが、さらに悪化し、ついには意識不明状態になったのです（Aさん）。

そのとき、Aさんは主治医からは「脳の障害とみられる」と告げられたという。しかし、入院するまでまったく問題がなかった脳が、なぜ障害を受けなければならぬのか。納得のいかないまま、Aさんは3カ月以上の間、父親の闘病に付き添うことになった。

Aさんがその原因を知ったのは、じつに3年後のことだった。「ウィルニッケ脳症」。この聞きなれない症状は、ピタミンBの欠乏により引き起こされる。担当医が作成した死亡診断書には「呼吸器不全」、つまりただ呼吸が止まったことが原因としか書かれていませんでした。なぜ、父は死んだのか……。弁護士に相談し、訴訟の手続きをとりました。Aさんの父親は手術後、点滴による高カロリーの輸液に栄養を頼っていたが、その輸液にはピタミンBが入っていないことが判明した。裁判では病院がミスを認め、Aさんと間に和解が成立した。

「医療裁判を闘ってみて思うことは、恨みや憎しみだけではけっして勝てないということです。私の場合、相手は国（国立大学）でしたし、医療裁判は専門性が高いので冷静になることが大切です。裁判所も事実しか見ませんから、そこでいくら叫んでも、泣き喚いても仕方ありません」

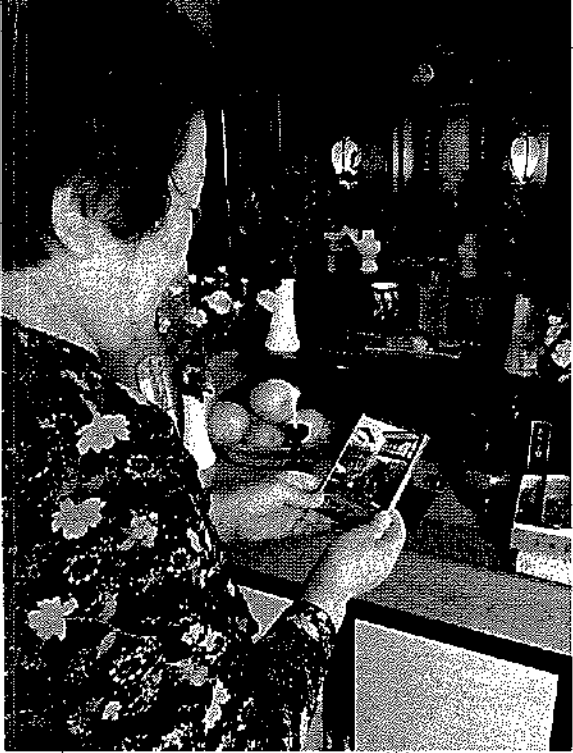
京大病院の敷地には、「専門家としての責任と使命を自覚し」と書かれた基本理念が掲げられている……（Aさん）

CASE 4

カテーテルのミスで大量出血。夫は回復することなく……

栃木県・宇都宮社会保険病院

「勝訴判決が下った後、裁判長と廊下ですれ違ったのですが一瞬、裁判長が笑って頷いてくれたんです。あのときの姿が目に焼きついて忘れられません」と涙ながらに語ってくれたのは94年に夫・忠告さん(当時71)を医療事故で亡くした齋藤喜美子さん(78)。過去に脳梗塞の発作を起こし、宇都宮社会保険病院に通院、抗凝固剤を服用していた忠告さんは94年7月の暑い盛り、冷たい麦茶を飲んだとたん「心臓がおかしい」と訴えた。喜美子さんは10番通報をしようとしたが「大丈夫にしないでほしい」との



「夫は設備工事の第一人者で酒、タバコも嗜まない仕事一筋の人でした」と遺影を手に思い出を語る喜美子さん

忠告さんの訴えて、タクシーで同病院へ向かった。当時の担当医に「せっかく来たのだから泊らせていさましよう」と勧められ入院。翌日、再び担当医から「ついでに心臓カテーテル検査をしましょう。簡単なので心配いりません」と言われ、その知識もないまま同意してしまった。

と「ところがそこで、新人の看護師が検査後、止血措置を間違えてしまい、忠告さんは太ももから大出血した。『おしっこが漏れているようでお尻の周りが気持ち悪い』と言ったので母け布団をめくると血まみれでした。裁判で病院側はたった1000の出血だったと証言しましたが、とんでもない。私の時代は地方では自宅で分娩することが当たり前だったので、その程度の出血ぐらいで驚きはしませんでした。喜美子さん。この出血の原因が肝機能障害が起り、抗凝固剤が使用できなくなった忠告さんは翌月、再び

脳梗塞に襲われ危篤状態に陥った。ここに至るまで喜美子さんは家族は再三再四、抗凝固剤の再開を担当医に訴えたが、再開されることはなかった。「危篤の晩に長男が、なぜいまままで頭部のCTを撮らなかつたか医師に尋ねたんです。すると医師は急に怒り出して『CTはただじゃない。高いんだぞ』と、手にしていたカルテを机に叩きつけたんです。そのうえ、椅子にあぐらをかいて『そんなことを言うのなら放っておけばよかった。そうすれば即死だ!』と怒鳴りました。喜美子さん。傲慢な医師の態度に家族は驚愕し、強い憤りを感じた。しかし、夫が危篤状態であるいま、逆らえば夫は死んでしまう。その場で抗議することもできず、小さくなっていくしかなかったという。結局、忠告さんは病室を転々とさせられた末に亡くなった。

事故から2年後の96年、ついに喜



美子さんは混濁とした思いを断ち切り病院と担当医を相手に損害賠償を求めて訴訟に踏み切った。喜美子さんが提出した陳述書の最後にはこうある。「このやみ増えの無い悲しみに苦しむ家族を二度と出さないため、私どもの教訓を生かし誰もが安心して納得のいく医療を受けられるような公平な裁判をお願いします」

